

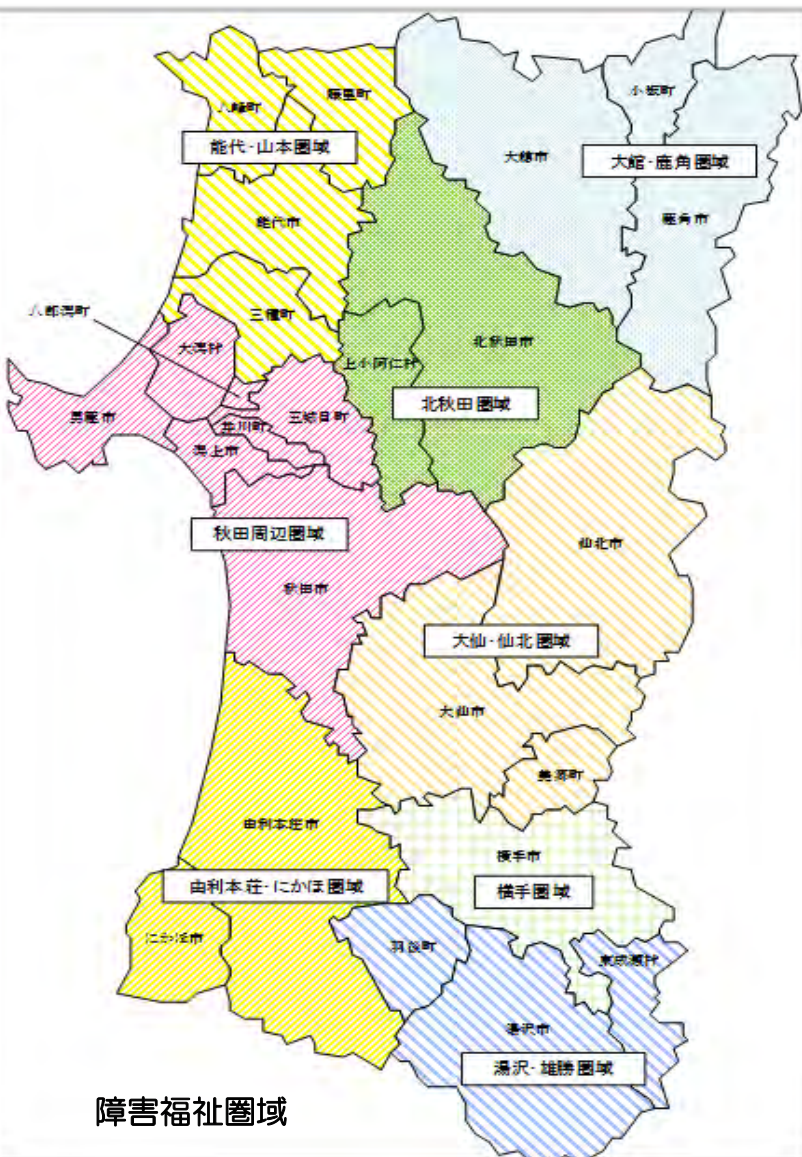
秋田県

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み

秋田県では、平成27年度から県内5圏域に「精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」を設置し、精神障害者の地域移行・地域定着支援に係る実態把握や体制整備に係る協議を行ってきた。

令和6年度からは、これまで地域生活支援事業の各事業で実施していた協議会や啓発事業等の事業を地域包括ケアシステム構築支援事業において実施し、地域支援体制の強化に向けた取り組みを行うこととした。

1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報



障害保健福祉圏域数（R8年6月時点）			8			か所		
市町村数（R8年6月時点）			25			市町村		
人口（R8年5月時点）			866,986			人		
精神科病院の数（R8年3月時点）			27			病院		
精神科病床数（R8年3月時点）			3,717			床		
入院精神障害者数 （R7年6月時点）	合計		3,170			人		
	3か月未満（％：構成割合）		695			人		
			21.9			％		
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）		582			人		
			18.4			％		
	1年以上（％：構成割合）		1,893			人		
			59.7			％		
うち65歳未満			568			人		
うち65歳以上		1,325			人			
退院率（R4年度時点）	入院後3か月時点		56.6			％		
	入院後6か月時点		74.9			％		
	入院後1年時点		85.5			％		
心のサポーター養成者数			1.0			人		
相談支援事業所数 （R8年1月時点）	基幹相談支援センター数		12			か所		
	一般相談支援事業所数		84			か所		
	特定相談支援事業所数		172			か所		
保健所数（R8年6月時点）			9(県8，市1)			か所		
（自立支援）協議会の開催頻度（R7年度）	（自立支援）協議会の開催頻度		1			回／年		
	精神領域に関する議論を 行う部会の有無		無					
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム の構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R8年3月時点）	都道府県	有・無	5			か所		
	障害保健福祉圏域	有・無	5	／	8	か所／障害圏域数		
	市町村	有・無	11	／	25	か所／市町村数		

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【目的】

精神障害者が希望する生活を地域で送ることができるよう、保健・医療・福祉をはじめとした関係者による協議を通じて地域課題を明確化し、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

【事業内容】

（１）精神保健医療福祉体制の整備に係る事業

○協議の場の設置

精神障害者地域移行・地域定着推進協議会（県内５圏域）の開催

（２）普及啓発に係る事業

○地域住民の理解促進・普及啓発

精神保健福祉研修会の開催（委託）

精神疾患やメンタルヘルス等に関する街頭キャンペーンの実施

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

（３）当事者、家族等の活動支援

- 家族相談員養成紹介事業及び家族学習会の実施（委託）
- 精神障害者レクリエーション活動支援事業の実施

（４）地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業

- 支援者向け研修会の開催
 - ・事業に関する研修会の実施
 - ・精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修会の開催（委託）

※その他、県福祉環境部においては、相談支援事業の他、各地域の精神保健に関する健康課題に応じて、事例検討会や研修会、連絡会の開催、自助グループとの協働、ゲートキーパー養成講座等、各種取組を展開。

○平成27年度～

- ・精神障害者地域移行・地域定着推進協議会（県内5圏域）
- ・精神障害者理解促進事業、レクリエーション活動支援事業実施

○平成29年度～令和2年度

- ・依存症問題に取り組む民間団体の活動支援事業

○令和3年度～

- ・精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業

○令和6年度～

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

＜R 7 年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標		目標値 (R 7 年度当初)	実績値 (R 7 年度末)	具体的な成果・効果
①精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数(地域平均生活日数)		325.3日	317.8日	協議会や各種研修事業の継続実施による関係機関との現状・課題の共有、連携体制の確認。 地域平均生活日数の当初目標達成。 入院における急性期指標の改善。
②精神病床における1年以上長期入院患者数		2,002人	1,893人	
③精神病床における退院率	入院後3か月時点	68.9%	56.6%	
	入院後6か月時点	84.5%	74.9%	
	入院後1年時点	86.8%	85.5%	

【特徴（強み）】

- ・ 県内精神科医療体制に係る広域的対応の必要性和各市町村ごとの地域的要素を踏まえ、各圏域ごとに協議の場を設置している。
- ・ 地域資源が限られているからこそ、日頃から各種事業や相談支援活動を通じて関係者間の関わりが多い。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割（取組）	
長期入院者の地域移行・地域定着支援の推進	・ 各圏域ごとの「協議の場」の継続実施と「協議の場」未設置市町村における体制整備。 ・ 関係機関による個別支援の協働。 ・ 地域支援者に対する正しい知識の普及啓発。 ・ 入院者訪問支援事業を積極的に活用してもらうための体制整備。	行政	・ 「協議の場」における現状・課題の共有、支援策の協議。 ・ 入院者訪問支援事業の周知。
		医療	・ 「協議の場」や研修事業等への参画 ・ 関係者との連携による地域移行支援
		福祉	・ 「協議の場」や研修会等への参加 ・ 関係者との連携による地域移行・地域定着支援
		その他関係機関・住民等	・ 研修事業等への参加による理解促進 ・ 地域サロン等の開催

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (R 8年度当初)	目標値 (R 8年度末)	見込んでいる成果・効果
市町村におけるにも包括構築に係る協議の場の設置数	11市町村	25市町村	関係機関の重層的な連携による地域包括ケアシステムの構築

【にも包括構築の体制】

県内5圏域において協議の場を設置し、地域の関係者が精神障害者の地域移行・地域定着に関する協議を行う体制が整備されている。

所管部署名（※）	所管部署における主な業務	連携部署・機関名	連携部署・機関における主な業務
障害福祉課	障害児・者の福祉に関すること	各地域振興局福祉環境部	協議の場の事務局、相談支援業務等
		子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉部	精神保健に関する相談業務、福祉環境部等関係機関への技術支援等
（※事務局を担当する部署）		医務薬事課	医療保健福祉計画の策定

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	・各地域振興局福祉環境部による「協議の場」の運営。 ・関係機関との連携による啓発活動、個別支援の実施	・地域資源が限られているため、日頃から各種事業や相談支援活動を通じて関係者間の関わりが多い。（事業内容が異なっても、同じ関係者が対応することが多く、連携が図りやすい）
医療	・「協議の場」や研修事業等への参画 ・関係者との連携による地域移行支援	
福祉	・「協議の場」や研修会等への参加 ・関係者との連携による地域移行・定着支援	
その他関係機関・住民等	・研修事業等への参加による理解の促進 ・地域サロン等の開催	・各地域における精神保健福祉ボランティアやメンタルヘルスサポーターによるサロン開催。 ・ゲートキーパーの増加

※各部門の状況はできるだけ詳しく記載ください

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	既存の会議体を活用している場合はその名称・課題・強み等
精神障害者地域移行・地域定着推進協議会	行政（保健所・市町村）・精神科医療機関・相談支援事業所・福祉サービス事業所等	各圏域 1回／年	各圏域の精神障害者の地域移行・地域定着の現状・課題の共有、取り組み方針や支援策の協議	

【その他事項】

※協議の場の運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載してください

事業利用予定年数：令和8年度まで

到達目標 (R8年度まで)	「にも包括」に対する意識の醸成
------------------	-----------------

年度	実施内容	具体的な取組
年1回	精神障害者地域移行・地域定着推進協議会	県内5圏域において、地域の保健・医療・福祉関係者が精神障害者の地域移行・地域定着に関する協議を行う。
年1回	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修会の開催	障害福祉サービス事業所等を対象として、研修会を開催する。
R8年度	市町村へ調査の実施 入院者訪問支援事業 支援員派遣を開始	「協議の場」未設置市町村に対し調査を行う。 入院者訪問支援事業 支援員派遣を開始する。
R9年度以降	調査結果を施策として還元	調査の結果を、にも包括推進のための施策に反映させる。

10 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（短期）

到達目標 (R8年度)	市町村の「協議の場」を現状より増やす
----------------	--------------------

時期（月）	実施内容	具体的な取組
R8年7月	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修会の開催	障害福祉サービス事業所等を対象として、研修会を開催する。
R8年9～1月	精神障害者地域移行・地域定着推進協議会	県内5圏域において、地域の保健・医療・福祉関係者が精神障害者の地域移行・地域定着に関する協議を行う。
R8年度	市町村へ調査の実施	「協議の場」未設置市町村に対し調査を行う。